

上尾市空き家バンク制度 物件登録フロー



①登録申込書と相談カードと添付書類※を上尾市に提出してください。

空き家を処分
したいなあ



持参又は郵送

※建物登記事項証明書などの登録建物の所有者であることが確認できる書類も提出して下さい



(上尾市)

②市と協定を結んでいる宅地建物取引業協会の会員（物件調査者）から連絡があり、登録希望の空き家の現地確認等を物件調査者が行います。

登録できるか
どうか結果が
楽しみ！



連絡

現地確認



(宅建協会会員)



物件調査者が内覧をする時は鍵の貸出をお願いします。

③現地調査等の完了後、登録（不登録）通知書が市より送付されます

登録できた！
媒介業者と
媒介契約を
しましょう！



郵送

※現地調査等の結果、空き家バンクに登録できない場合があります。予めご了承下さい。



(上尾市)

④媒介業者（宅建協会会員）と売買等の交渉をしていきます。

手続き完了！
早く売れると
いいなっ！



売買等の交渉

※媒介業者と媒介契約してから売却の交渉が始まります。
※市はこれら交渉等に関して一切関与しません。



(宅建協会会員)